

第 1 0 回

(令和 8 年 1 0 月 9 日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1 開催日時 令和8年10月9日（金）午前9時30分から午前11時10分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子

4 欠席委員

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第34号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第35号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第36号案 農用地利用集積等促進計画について

議第37号案 非農地証明願いに対する認定について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 山本直樹、農地係 津山拓郎

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、7番・8番委員をお願いします。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

無いようですので、議第34号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第34号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 まずは柳瀬委員の案件がありますので、調査番号11番を先に審議したいと思います。調査番号11番について、事務局から調査報告をお願いします。柳瀬委員は退席をお願いします。

（柳瀬委員退席）

事務局 （調査番号11）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族4人、稼働力4人です。経営面積324a、水田が182a、畑142aで、田は水稻作付です。畑は栗約100a、サ

ツマイモ 40a、残りはゴボウ、ほうれん草、トマト、ネギ等を作付けされています。
3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：100mです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：10a当り15万円です。
6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（借地農地の利用計画）：ほうれん草を作付け予定です。
9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。無いようですので、採決に移ります。調査番号11番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。柳瀬委員入室下さい。

（柳瀬委員入室）

次に調査番号1番から5番について9番委員から調査報告をお願いします。

9番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。貸借期間は5年間です。経営内容について報告します。家族3人、稼働力3人です。経営面積311a、水田が308a、畑3aです。水田は水稻作付されています。畑は野菜を作付けされています。

3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：400mです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：借地料10a当り17,000円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（借地農地の利用計画）：水稻作付予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

（調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。貸借期間3年間。経営内容について報告します。家族2人、稼働力2人、従業員1人。経営面積670a、田が615aでWCS作付けです。畑が55a、全て飼料作物です。畜産を経営されていまして、繁殖牛成牛30頭、子牛20頭飼育されています。

3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：500mです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：賃借料10a当り20,000円です。（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（借地農地の利用計画）：WCSとイタリアンを作付けされます。

9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、

許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(調査番号3) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族6人、稼働力2人です。経営面積538a、全部水田で水稻を300a、転作238aです。

3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):400mです。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(価格):10a当り300,000円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(借地農地の利用計画):水稻を作付け予定です。

9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(調査番号4) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族6人、稼働力3人です。経営面積391a、全て水田で水稻作付です。

3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):800mです。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(価格):10a当り300,000円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(借地農地の利用計画):水稻・麦を作付け予定です。

9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(調査番号5) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族2人、稼働力2人です。経営面積771a、水田が765a、水稻250a、転作515aです。畑6aは野菜作付けです。

3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):300mです。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(価格):10a当り300,000円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(借地農地の利用計画):WCSを作付け予定です。

9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号6番について2番委員から調査報告をお願いします。

2番 (調査番号6) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。貸借期間5年間です。経営内容について報告します。家族2人、稼働力2人です。

経営面積 718 a、水田が 523 a で、水稲 110、WC S 180 a、残り 233 a は牧草です。畑 195 a は全て牧草です。

3 条調査項目により報告します。1 番 2 番（通作距離）：1.5km です。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（価格）：賃借料 10 a 当り 15,000 円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（借地農地の利用計画）：水稲とイタリアンを作付け予定です。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号 7 番について 8 番委員から調査報告をお願いします。

8 番 （調査番号 7）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、交換です。経営内容について報告します。従業員 21 人です。

経営面積 1138 a、水田が 673 a、畑 465 a で、全て飼料作物です。酪農経営をされていて、成牛 484 頭、育成牛 178 頭、子牛 106 頭飼育されています。

3 条調査項目により報告します。1 番 2 番（通作距離）：1.5km です。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（価格）：等価交換なので 0 円です。

6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（借地農地の利用計画）：トウモロコシを作付け予定です。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号 8 番について、私から調査報告をします。

（調査番号 8）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族 3 人（稼働力 1 人）です。経営面積は 160a で、田が 56 a、水稲作付です。残りが畑で飼料作物を作付けされています。繁殖牛もされており、親 2 頭、子牛 1 頭飼育されています。3 条調査項目により報告します。1 番 2 番（通作距離）：自宅横で 10m です。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（売買価格）：贈与なので 0 円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（取得農地の利用計画）：季節の野菜を作付け予定です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に調査番号 9 番・10 番について 1 番委員から調査報告をお願いします。

1 番 （調査番号 9）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族 8 人、稼働力 3 人です。

経営面積 160 a、水田が 64 a で水稻作付です。畑 95 a で野菜を作られています、直売所に出荷されています。

3 条調査項目により報告します。1 番 2 番（通作距離）：1.5km です。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（価格）：10 a 当り 150,000 円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（借地農地の利用計画）：ゴボウとサトイモを作付け予定です。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

（調査番号 10）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族 7 人、稼働力 4 人です。経営面積 253 a、水田が 190 a で水稻と W C S、畑 63 a でサトイモを作付けされています。3 条調査項目により報告します。1 番 2 番（通作距離）：300m です。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（価格）：10 a 当り 250,000 円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（借地農地の利用計画）：W C S を作付け予定です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。無いようですので、採決に移ります。

調査番号 1 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号 2 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号 3 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号 4 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号 5 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号 6 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号 7 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号 8 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求

めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。
調査番号9番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。
調査番号10番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。
議第35号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第35号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について1番委員から調査報告をお願いします。

1番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。N T Tドコモ無線基地局建設に伴う仮設道路での一時転用です。施設の概要として、仮設道路390㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：1種農地です。2番(着工時期)：許可後から着工されます。3月末までです。3番(資金調達)：自己資金です。4番(転用面積)：問題なし。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生) 雨水は自然地下浸透です。7番(防除措置) 敷鉄板をするため問題ありません。8番(日照通風) 問題なし。9番(小作地か) 問題なし。10番(農振法)：農用地区域内です。価格については、使用貸借のため0円です。以上で調査報告を終わります。

議長 次に調査番号2番について、4番委員から調査報告をお願いします。

4番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は個人住宅94.39㎡です。子供さんも大きくなり、今の住まいが手狭になったということでの申請です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：2種農地です。2番(着工時期)：許可後から着工されます。3番(資金調達)：全額借入金です。4番(転用面積)：415㎡で問題なし。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生) 雨水は自然地下浸透です。生活排水は合併浄化槽を設置し処理します。7番(防除措置) 工事に係る土砂の流失、たい積、粉塵の被害が出ないよう十分注意します。問題が発生した場合には責任も持って対応しますということです。8番(日照通風) 問題なし。9番(小作地か) 問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。価格については、親子間の使用貸借で0円です。以上で調査報告を終わります。

議長 調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上をお願いします。

無いようですので、採決にうつります。

調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

次に議第 36 号案 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 36 号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）

今回、所有権移転が 5 件、利用権設定が 4 件となっております。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1 番～4 番適格の報告あり。）

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）それでは、適格といたします。次に議題 37 号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 37 号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について、西地区から調査報告をお願いします。

1 番 調査番号 1 番について、西地区を代表して 1 番委員から調査報告します。

（調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。9 月 25 日午前 9 時から西地区委員全員で現地調査を行いました。現地は大鶴地区で南部農免からちよっと入った場所になります。現地は数年前から耕作されていない状況です。到底、今後耕作されることはありませんので、西地区の委員で協議した結果、非農地化はやむを得ないと判断いたしました。

議 長 次に調査番号 2 番について、一武地区から調査報告をお願いします。

5 番 調査番号 2 番について、一武地区を代表して 5 番委員から調査報告します。

（調査番号 2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。10 月 1 日午前 9 時から 4 番・5 番・福本委員で現地調査を行いました。現地は写真のとおり畜舎の一角で、周辺農地は平成 3 年に 4 条申請をしてあり、漏れたものではないかと思われます。今後、農地になることはありませんので、一武地区の委員で協議した結果、非農地化はやむを得ないと判断いたしました。

議 長 次に調査番号 3 番と 4 番について、木上地区から調査報告をお願いします。

9 番 調査番号 3 番と 4 番について、木上地区を代表して 9 番委員から調査報告します。

（調査番号 3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。10 月 5 日午前 10 時から 7 番・8 番・9 番・平野委員で現地調査を行いました。まず大塚 1333 は、写真を見ていただくと、一部、竹の浸食はありますが、ほとんどを農地として利用されていました。申請人は現地をよくご存じではなかったのかもしれませんが。耕作者は破砕機等もお持ちですので、竹が入り込んできている箇所は復旧が可能であると判断し、非農地には該当しないと判断いたしました。他 2 筆については、現地は山林化しており到底、農地になることはありませんので、木上地区の委員で協議した結果、非農地化はやむを得ないと判断いたしました。

（調査番号 4）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。同じく 10 月 5

日午前 10 時から現地調査を行いました。現地は十数年前には庭石にするような石が多数置いてあり、過去に農地転用許可が出ているところです。十数年耕作してないので表面も固く、到底、今後耕作されることはありませんので、木上地区の委員で協議した結果、非農地化はやむを得ないと判断いたしました。

議 長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。

8 番 調査番号 1 番について、周辺の農地はどのような状態か？

1 番 写真に建物が映っているが、隣の筆も荒れて同じ様な状態。農地のままだと耕作放棄地で周辺農地に影響が出ると思われる。

議 長 他に質問はございませんか。

1 番 調査番号 3 番について、大塚 1333 はどれくらい竹が入ってきているのか？

9 番 半々。

議 長 他に質問は無いでしょうか。質問も無いようですので、採決にうつります。

調査番号 1 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号 2 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号 3 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

調査番号 4 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

次に報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議 長 ご質問等はございませんか。

議 長 質問のある方はいらっしやいませんか。それでは、これをもちまして 10 月総会を閉会いたします。

終了後、貸借相談・売買案件担当決め、要望書、最適化交付金、農業者年金、あっせん事業変更点説明、ふるさと祭り割り振り

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年10月9日

農業委員会会長

7 番 農 業 委 員

8 番 農 業 委 員
